

# 高次脳機能障害の 制度活用の手引き



広島県高次脳機能障害地域支援ネットワーク

# 目次

障害福祉制度・経済的保障等に関する制度活用のポイント

2

障害福祉制度・経済的保障制度の申請先

3

1. 高額療養費
2. 傷病手当金
3. 自立支援医療
4. 重度障害者医療費助成
5. 公的年金制度(国民年金・厚生(共済)年金)
6. 自動車保険制度関連
7. 失業保険
8. 労働者災害補償保険制度
9. 生命保険制度

お金のこと(経済的保障制度等)

4

福祉サービスを受けるには(障害者手帳)

9

1. 身体障害者手帳
2. 療育手帳
3. 精神障害者保健福祉手帳

福祉サービスを受けるには(障害者福祉施設等の活用)

10

1. 自立支援給付
2. 地域生活支援事業

介護保険制度の活用

11

1. 要介護認定
2. 在宅サービス
3. 施設サービス

高次脳機能障害者の職業リハビリテーション支援機関

12

1. 公共職業安定所(ハローワーク)
2. 広島障害者職業能力開発校 高次脳機能障害者委託訓練事業
3. 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構  
　　国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
4. 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構  
　　広島障害者職業センター
5. ジョブコーチ支援事業
6. その他の支援事業

権利を守るために

13

1. 成年後見制度
2. 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

# はじめに

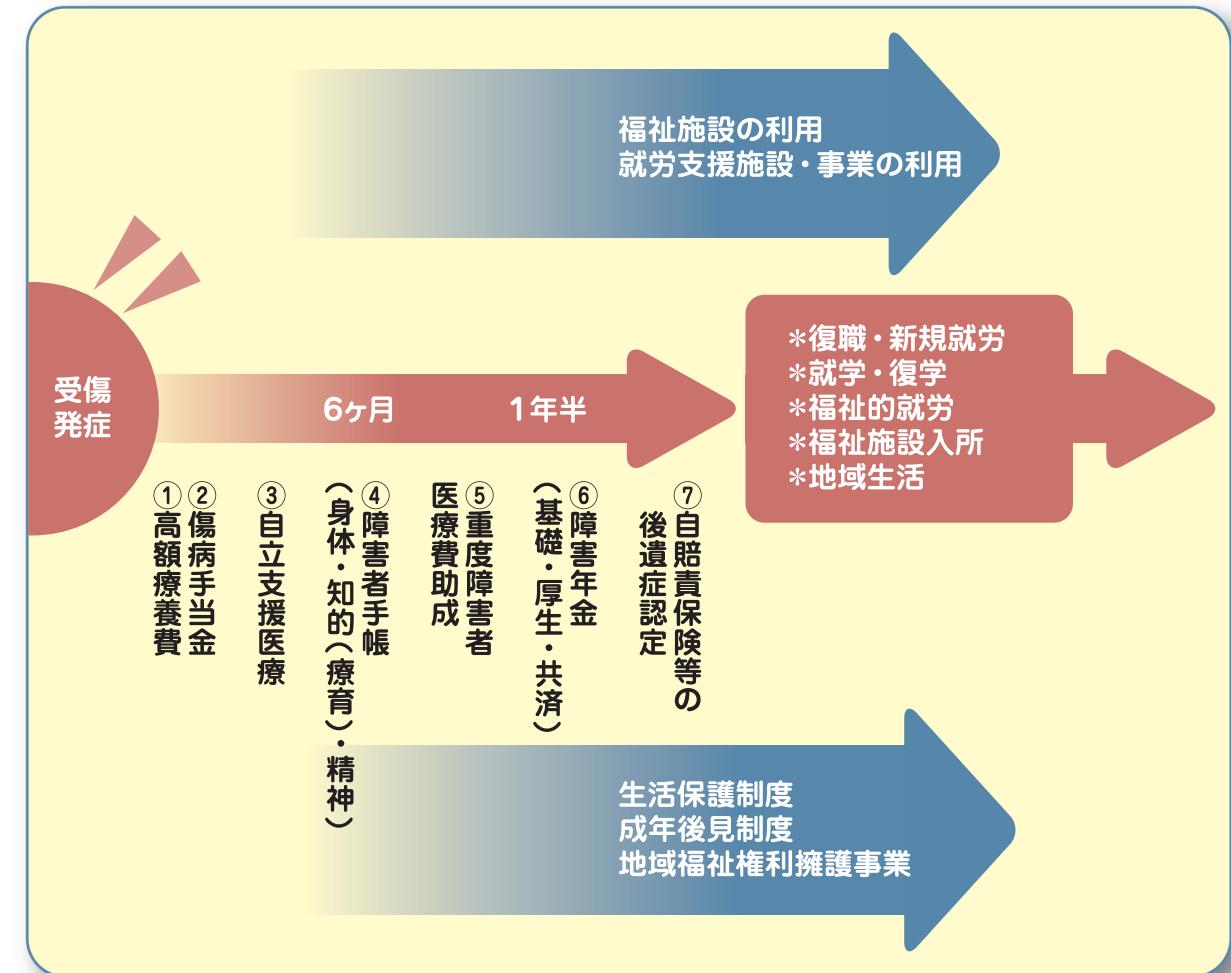
交通事故や、病気により、脳に障害を負い、高次脳機能障害が残った場合、やむなく職場を離れなければならなくなったり、療養にお金がかかったり、暮らし方に戸惑ったり、時には権利が侵害されたりすることもあります。関係のある制度を利用することによって、補償を受けたり、経済的な不安を解消したりすることができます。

このパンフレットでは、高次脳機能障害に関する制度について、その内容、相談窓口、申請先、方法、時期などについておおまかに説明しています。

ご利用の際は、申請窓口や、相談窓口に、電話等で予め問い合わせになることをお勧めします。



# 障害福祉制度・経済的保障等に関する制度活用のポイント



## ① 高額療養費

医療機関に支払った医療費が、1ヶ月に一定額を超えた場合、超えた額が戻ってくる制度。

## ② 傷病手当金

健康保険（国民健康保険以外）に加入している者が病気等による治療のために休職となり、給与が支給されない場合に支給される制度。

## ③ 自立支援医療（精神通院）

高次脳機能障害に対する治療やリハビリを外来通院で受ける際、その自己負担分が原則1割になる制度。

## ④ 障害者手帳

障害のある方が一貫した相談支援や障害福祉サービスの利用等援助を受けやすくなるための制度。障害種別（身体・知的・精神）ごとの手帳制度となっている。

## ⑤ 重度障害者医療費助成

健康保険の自己負担額を市・町が助成する制度。

## ⑥ 障害年金

障害によって日常生活が著しく制限を受ける場合の生活保障として支給される制度。

## ⑦ 自賠責保険等における後遺症認定

交通事故等による後遺症に対する補償制度。

# 障害福祉制度・経済的保障制度の申請先

お金のこと  
(経済的保障制度等)

4

制度等	申請先
1. 高額療養費	社会保険事務所、健康保険組合、共済組合、市町担当課(医療保険の種類による)
2. 傷病手当金	勤務先の社会保険担当者等
3. 自立支援医療	市町福祉担当課または保健センター
4. 重度障害者医療費助成	市町福祉事務所および市町福祉担当課
5. 公的年金制度 (国民年金・厚生(共済)年金)	市町年金係および社会保険事務所
6. 自動車保険制度関連	
①自動車賠償責任保険	損害保険会社 日弁連交通事故相談センター 自動車保険請求相談センター 市町の交通事故相談法律相談
②介護料支給制度	自動車事故対策機構
7. 失業保険	公共職業安定所
8. 労働者災害補償保険制度	労働基準監督署
9. 生命保険制度	生命保険会社

福祉サービスを受けるには  
(障害者手帳)

9

制度等	申請先
1. 身体障害者手帳	市町福祉事務所および市町福祉担当課
2. 療育手帳	
3. 精神障害者保健福祉手帳	市町福祉事務所または保健センター

福祉サービスを受けるには  
(障害者福祉施設等の活用)

9

制度等	申請先
1. 自立支援給付 介護給付 訓練等給付 補装具 自立支援医療	各施設、 市町福祉事務所および市町福祉担当課 保健センター
2. 地域生活支援事業	障害者地域生活支援センター

介護保険制度の活用

11

制度等	申請先
1. 要介護認定	各施設、市町介護保険担当課
2. 施設サービス	居宅介護支援事業所
3. 在宅サービス	地域包括支援センター

高次脳機能障害者の職業リハ支援機関

12

制度等	申請先
1. 公共職業安定所(ハローワーク)	所轄の公共職業安定所
2. 広島障害者職業能力開発校 高次脳機能障害者委託訓練事業	所轄の公共職業安定所 広島障害者職業能力開発校
3. 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	所轄の公共職業安定所 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
4. 広島障害者職業センター	所轄の公共職業安定所
5. ジョブコーチ支援事業	広島障害者職業センター
6. その他の支援事業	

権利を守るために

13

制度等	申請先
1. 成年後見制度	家庭裁判所
2. 地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業)	社会福祉協議会

# お金のこと（経済的保障制度等）

## 1. 高額療養費（申請先：表1参照）

70歳未満の人が入院した時、医療費負担が軽減される制度（所得制限あり）。平成19年4月から「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、支払いが限度額までとなる。表に示すように、いずれかの医療保険に加入し、自己負担がある人が利用できる。

医療保険	対象	窓口	必要なもの
政府管掌健康保険	本人または家族	社会保険事務所	
船員保険	船員または家族		
健康保険組合	本人または家族	健康保険組合	
共済組合	本人または家族	共済組合	
国民健康保険	市町村在住の人	市町担当課	・申請書（通帳の口座番号、保険証の番号） ・印鑑

## 2. 傷病手当金（申請先：勤務先の社会保険担当者等）

健康保険（国民健康保険以外）に加入している者が病気等による治療のために休職となり給与が支給されない場合には、傷病手当金が支給される可能性がある。受給中に退職しても治療が必要なために働けない状態が続けば、最長1年6ヶ月間支給される。ただし、同一理由による障害厚生年金と傷病手当金の支給期間が重なった場合には、傷病手当金の額が障害厚生年金の額を上回る場合のみ差額分が支給される。

また、傷病手当金は同一の疾病については、原則1回の支給であるが、疾病が完治した後に再発した場合には、再度支給される場合がある。

## 3. 自立支援医療（申請先：市町福祉担当課または保健センター）

高次脳機能障害に関する通院医療費が1割負担となる（原則として1つの医療機関）。

## 4. 重度障害者医療費助成（申請先：市町福祉事務所または市町福祉担当課）

全国的に普及している重度障害者医療費助成制度は、健康保険の自己負担額を市町村が助成する制度である。身障1～3級、療育手帳Ⓐ・A・Ⓑの人を対象にしている。

## 5. 公的年金制度（国民年金・厚生（共済）年金） (申請先：市町年金係および社会保険事務所)

### ①制度の概要

公的年金制度は、国民年金制度を基盤に厚生年金や共済年金が上積み部分（2階建て方式）として設けられている。国民年金、厚生年金、共済年金にはそれぞれに障害年金制度がある。

障害基礎年金（国民年金）は1級、2級があり、子（18歳到達年度の3月31日まで）の加算がある。20歳前に傷病をおった人の場合には所得制限がある。

障害厚生・共済年金には1級、2級、3級、障害手当金の4段階があり、年金額は等級と本人の賃金報酬額（平均標準報酬月額）などにより違いがある。また、障害厚生（共済）年金には、配偶者に加算年金がつく。障害厚生年金3級の人の場合には障害基礎年金は含まれないが、最低保障額が設定されている。なお、公務員が加入する共済年金では、在職中は障害基礎年金のみが支給される。

公的年金の受給条件は、受傷・発症時に公的年金に加入しており（20歳以下は除く）、保険料納付済期間が3分の2以上（平成28年4月1日までは直近の1年間に保険料滞納がなければ可）あり、障害認定日（一般的に脳損傷では受傷・発症より1年6ヶ月）に障害程度が年金支給の基準に該当する状態であることが必要である。

#### \*特別障害給付金制度について（申請先：市町村年金係）

国民年金が任意加入当時に学生などのために国民年金未加入であり、その間に障害を負った無年金者の問題に対応するために平成17年に特別障害給付金制度が設けられた。対象者は、平成3年3月以前に任意加入対象となっていた学生や昭和61年3月以前に任意加入対象となっていた厚生年金被保険者の配偶者などが国民年金に未加入中に障害を受け、かつ障害程度が障害基礎年金に該当する人である。

### ②各年金の併給について

#### 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給

平成18年4月以降は、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能になった。脳損傷により障害基礎年金を受給する人が就労や復職をして、老齢厚生年金の受給資格を得られた場合には、老齢基礎年金・老齢厚生年金か障害基礎年金・老齢厚生年金の組み合わせのいずれかを選択できる。

#### 労災障害年金と障害基礎・障害厚生（共済）年金との併給

労災年金（障害年金及び傷病年金）と障害基礎年金、または障害厚生（共済）年金との併給は可能である。ただし、併給の場合には労災年金が一定率で減額調整される。労災年金と老齢基礎・老齢厚生（共済）年金を併給する場合には、労災年金に対する調整減額はない。

#### 20歳前の受傷による労災年金と障害基礎年金

20歳前に労災事故により受傷し労災年金を受給している場合には、20歳からの障害基礎年金は受給されない。ただし、労災年金額が障害基礎年金額を下回る場合には障害基礎年金より差額が支給される。

### ③高次脳機能障害者の公的年金

高次脳機能障害は、年金制度では精神の障害に分類される。そのため、年金診断書には「精神障害」の診断書を使用する。なお、肢体不自由などを合併している場合には「肢体不自由」の診断書も併せて提出する。

高次脳機能障害の場合には、幻聴や幻覚などの精神症状をもつ者が少なく、残存能力がアンバランスなために日常・社会活動や労働能力にアンバランスさがある場合がある。そのため、記憶障害などの認知機能の障害や情動面の障害などにより、どのような生活制限や介護・観察等を要するかを具体的に記載してもらうことが必要である。本人が障害認識を十分に持っていない場合には本人が単独で生活できるかを念頭におき、家族が医師に日常生活の状況を具体的に説明することが必要である。

## 6. 自動車保険制度関連

自動車保険制度には、自動車賠償補償責任保険（以下自賠責保険）と自動車任意保険制度（以下任意保険）がある。

### ①自損事故や加害者が強制保険のみの事故や無保険の場合

政府の保障事業（申請先：損害保険会社）

加害者が特定できないひき逃げ事故や自賠責未加入の無保険車、自賠責が対応しない泥酔運転事故にあった場合に自賠責保険と同様の保障を政府が行う事業である。

#### 無保険車障害保険

無保険車障害保険は、被害者や家族が加入している任意保険の対人賠償保険に付帯しており日ごろ意識していない自動車保険内容である。無保険車障害保険は加害者が任意保険の対人賠償保険に未加入であった場合や賠償額が加害者の対人賠償保険限度額ではまかなえない場合に被害者加入の任意保険が保険金支払いの対応を行うものである。ただし、保険金は死亡と後遺障害に対して支払われる。

#### 自動車保険の障害等級基準

自賠責保険の障害等級基準は労災保険の後遺障害等級に準拠している。同じ基準を用いているが自賠責保険では労災のような「高次脳機能障害整理表」を用いずに高次脳機能障害の独自の解釈基準を用いている。

なお、自賠責保険と労災保険では同じ後遺障害等級基準を用いているが審査機関が異なるために同一の等級になるとは限らない。

### ②公的年金・労災年金と自動車保険の支給調整について

自動車保険による損害賠償と障害基礎、障害厚生（共済）年金、それに労働者災害補償給付（労災年金）との併給は可能であるが、障害基礎、障害厚生（共済）年金は受傷日より2年間、労災年金は受傷日より3年間支給停止される。

### ③相談機関

日弁連交通事故相談センター、自動車保険請求相談センター、市町村の交通事故相談法律相談などがあるが、弁護士に依頼をして損害賠償交渉を行う場合には、弁護士との契約が必要となる。なお、交通事故紛争処理センターは無料で効力を伴う和解斡旋までを行う。

### ④自動車事故対策機構の介護料支給制度

（申請先：交通事故対策機構の各支部）

独立行政法人自動車事故対策機構の介護料支給制度は、自賠責保険等級が1級3号か4号者、2級3号か4号者、または自損事故（競技レース等での事故は不可）による同程度の障害状態により介護を要する者に介護料を支給する制度である。労災制度の介護（補償）給付とほぼ同程度の内容になっている。

介護料の対象条件には過失責任等は含まれないため、重過失により自賠責保険が適用にならなかつた者でも自損事故者と同様の手続きを行えば申請は可能である。なお、自賠責等級の通知をなくし、保険会社等にも等級の証明が残っていない場合には自賠責保険適用者でも自損事故者と同様の手続きが必要である。自損事故の場合には、「交通事故証明」「後遺障害診断書」などの書類が必要である。なお、「事故証明」は保存期間が5年間であるため、障害手帳診断書に交通事故による受傷であることが明記されていれば事故証明の代わりになる。

また、家計中心者の所得制限や労災、介護保険制度との併給制限、福祉施設入所者への制限などがある。介護料は3段階あり、車椅子やベッドなど特定の介護用品の購入にも介護料は適用される。

## 7. 失業保険（申請先：ハローワーク）

就労中に脳損傷になり失業した場合、雇用保険に加入（6ヶ月以上）していれば失業保険の受給の可能性がある。

在職中に障害者手帳を所持していると「就労困難者」として一般の失業者よりも長期間失業保険が支給される。そのため、退職の方向性がある場合には高次脳機能障害のみでも在職中に精神障害者保健福祉手帳の取得の検討をすることが望ましい。

なお、失業保険は働く状態にあることが条件になるため、失業時点で療養中であれば失業保険の開始の延長を職業安定所に届け出るようとする。最長3年間は支給期間を延期することができる。

## 8. 労働者災害補償保険制度（申請先：労働基準監督署）

### ①労災制度の概略

労働災害には、業務労災と通勤労災がある。補償内容に変わりはない。業務労災の場合には、療養中は3年間の解雇制限がある。

治療期間中は、労災保険から医療費として療養（補償）給付と休業（補償）給付が行われる。休業（補償）給付は賃金の8割が支給される。

症状が固定して積極的な医療を要しなくなった段階で症状固定の診断書を提出する。後遺障害の程度により、障害（補償）給付が行われる。障害（補償）給付は1級から7級までが労災

年金の給付となり、8級から14級までが傷害補償一時金（所定額の支給により終了）の給付となる。

また、脳損傷のような中枢神経・精神機能の障害により1、2級の労災年金を受給する者には、介護（補償）給付が行われる。脳外傷で9級より重い傷害補償給付を受ける者には「頭頸部外傷症候群等に対するアフターケア」として健康管理手帳が交付される。病院に健康管理手帳を掲示すると症状固定後も月に1回程度の受診および投薬などに対して自己負担が生じない。



## 9. 生命保険制度（申請先：生命保険会社）

民間保険会社の代表的な生命保険としては、死亡保険（定期や養老保険）がある。死亡保険には特約として災害保障や障害特約等がついていることが多い。一般的に死亡保険では、高度障害保障を設け、死亡に準じた取り扱いをしている。

高次脳機能障害者が高度障害として認められるケースは、認知症状状態により意思疎通が困難で常時の介護（寝たきり）を要する状態のようである。交通事故や転倒などの災害により受傷した場合には、障害特約の付帯を確認する。特に高次脳機能障害以外に身体障害としての片麻痺などが合併している場合には該当する可能性がある。

なお、住宅ローンには生命保険（高度障害の場合は生命保険金がローンで相殺）がついている場合が多く、高度障害の状態にある場合には確認が必要である。



# 社会福祉サービスを受けるには (障害者手帳)

## 1. 身体障害者手帳（申請先：市町福祉事務所および市町福祉担当課）

身体障害者手帳は身体障害者程度等級表に該当する者に対して交付される。身体障害は、肢体、聴覚又は平衡機能、視覚、内部（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス）などに分類され、それに等級基準が設けられている。等級表には1級から7級までの基準があり、身体障害者手帳は6級以上の状態の者が対象となる。

申請方法は、身体障害者福祉法15条の指定を受けている医師に診断書（所定）を記載してもらい、それを市町村に提出する。

## 2. 療育手帳（申請先：市町福祉事務所および市町福祉担当課）

知的障害者の手帳は、「療育手帳」などの名称で呼ばれている。要綱で重度（広島県では最重度はⒶ、重度はA、中度はⒷ、軽度はⒷと表示される）については、知能指数が35以下で、日常生活に介助を要するか、問題行動により監護必要な者、あるいは、知能指数が50以下で盲・聾啞・肢体不自由などを合併している者とされている。

## 3. 精神障害者保健福祉手帳

（申請先：市町福祉事務所または保健センター）

等級は、1級・2級・3級の3段階である。診断書で申請を行う場合は初診日から6ヶ月以上を経てからになる。なお、脳外傷などの脳器質性の精神障害に関しては、内容に問題がなければリハ科医などが手帳診断書を記載することが可能である。精神障害者保健福祉手帳は2年毎に更新手続きが必要である。

申請方法は二通りあり、一つはすでに高次脳機能障害により障害基礎・障害厚生年金を受けている者は、年金証書を市町村窓口に提出する方法である。もう一つは、精神障害者保健福祉手帳診断書を市町に提出し交付を受ける方法である。



# 社会福祉サービスを受けるには (障害者福祉施設等の活用)

(申請先: 各施設、市町福祉事務所および市町福祉担当課、保健センター、障害者地域生活支援センター)

今まで障害種別に分かれていたサービスが、平成18年10月から次のように変更になりました。

## 自立支援給付

### 介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 児童デイサービス
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護

### 訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- グループホーム

## 自立支援医療

### 補装具

## 地域生活支援事業

### 相談支援

### コミュニケーション支援

### 日常生活用具の給付または貸与

### 移動支援

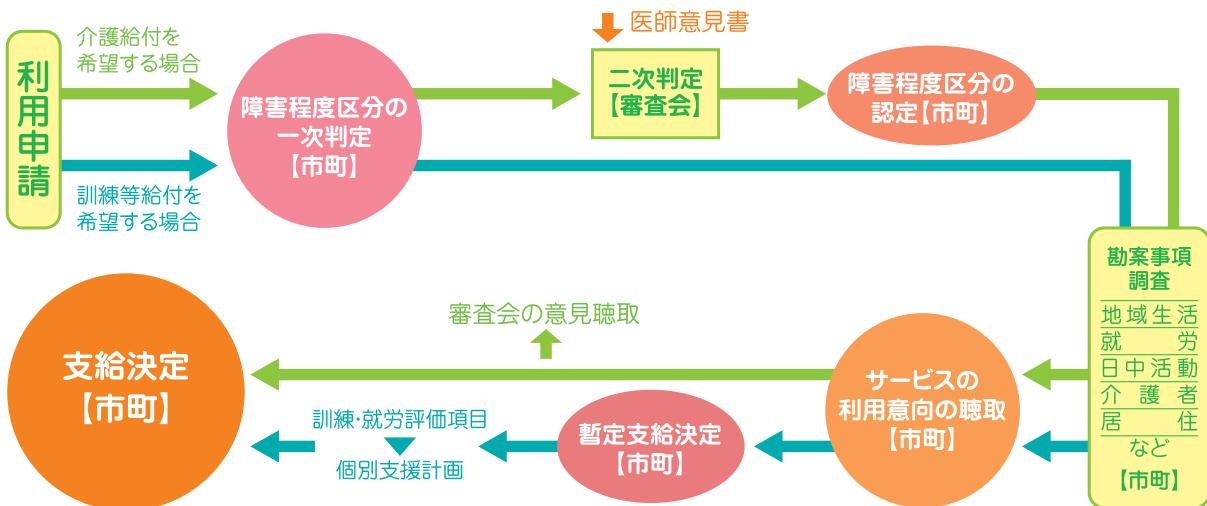
### 地域活動センター

### 福祉ホーム

### 居住支援

### その他の日常生活または社会生活支援

## 利用の流れ



# 介護保険制度の活用

(申請先：市町介護保険担当課)

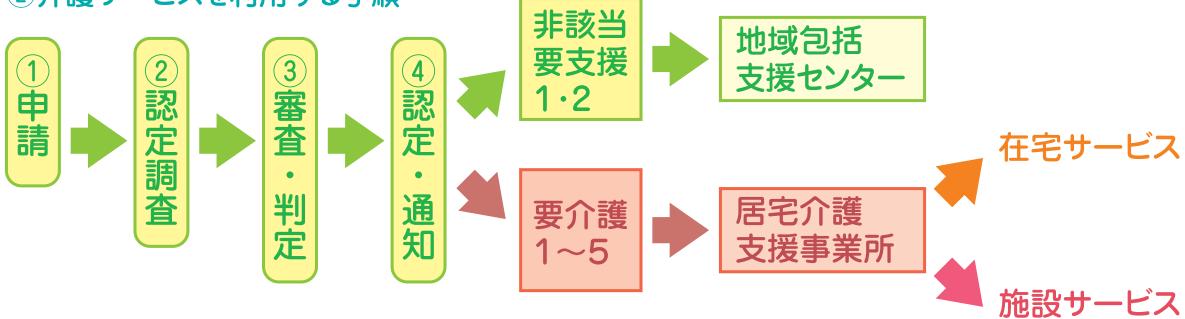
## 1. 要介護認定

### ①介護保険制度の概略

介護保険制度では65歳以上の高齢者（1号被保険者）、または40歳以上の特定疾病（脳卒中等の加齢に伴うことを原因とする15疾病）者で市町村介護認定審査会が介護（支援）を要すると認定した者（2号被保険者）に介護保険サービスが適用される。介護保険サービスは、障害者福祉サービスよりも優先利用となるが、介護保険サービスにない障害者福祉サービス等はその限りではない。

脳外傷などの15疾病以外の場合には、一般の高齢者と同様に65歳より介護保険の要介護認定の対象となる。

### ②介護サービスを利用する手順



## 2. 在宅サービス

自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスには以下のようなものがある。

- 施設に通所して利用する通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）
- 専門スタッフの訪問を受けて利用する訪問介護（ホームヘルプ）、訪問リハビリテーション
- 家の環境を整える福祉用具貸与・販売、住宅改修費支給
- 施設に短期間入所する短期入所生活介護（ショートステイ）

## 3. 施設サービス

施設サービスは要介護1～5の人が利用できる。介護

保険が適用される施設に入所してサービスを受ける。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設（療養病床等）



# 高次脳機能障害者の職業リハビリテーション支援機関

## 1. 公共職業安定所（ハローワーク）

一般的に障害者が求職活動を行う場合には公共職業安定所（ハローワーク）に行く。公共職業安定所には、障害者就労支援担当があり、就労斡旋の他に就労支援機関の紹介等も行っている。

## 2. 広島障害者職業能力開発校 高次脳機能障害者委託訓練事業

（申請先：所轄の公共職業安定所および広島障害者職業能力開発校）

広島障害者職業能力開発校が民間の企業や教育機関等に依頼して行う職業訓練であり、高次脳機能障害者を対象にしたコースがある。

## 3. 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

### 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

（申請先：所轄の公共職業安定所、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「吉備高原広域障害者職業センター」と職業能力開発促進法に基づく「吉備高原障害者職業能力開発校」の2つの側面をもつ、職業リハビリテーションサービスの先駆的実施機関である。

職業適性等を理解・把握するための職業評価、就職に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練、就職活動に必要な情報提供や指導を行う職業指導等、個々の特性・能力に応じたきめ細かな総合的な職業リハビリテーションサービスを提供している。高次脳機能障害のある方を対象にした訓練コース（簡易事務作業コース、サービス作業コース）がある。

## 4. 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 広島障害者職業センター

（申請先：所轄の公共職業安定所および広島障害者職業センター）

各都道府県には地域障害者職業センターが設置されている。職業安定所と連携しながらジョブコーチ事業など高次脳機能障害者の就労支援に必要な事業を行っている。障害者職業センターは障害者手帳取得の有無によらず障害を持つ者を支援の対象にしている。

## 5. ジョブコーチ支援事業

（申請先：所轄の公共職業安定所および広島障害者職業センター）

ジョブコーチは、障害者が実際に働く職場内において、本人が職場内環境や職務内容に適応し的能力を発揮するための支援や企業のサポートづくりなどを行う支援者である。高次脳機能障害者の就労支援においてもジョブコーチの役割が期待されている。

障害者職業センターや福祉施設からジョブコーチが派遣される期間はおおよそ2～3ヶ月程度である。

## 6. その他の支援事業

（申請先：所轄の公共職業安定所および広島障害者職業センター）

高次脳機能障害者に関連する就労支援制度には、その他に「障害者トライアル雇用制度」「職場適応訓練事業」「精神障害者総合雇用支援」などがあるが対象者の条件等がある。

# 権利を守るために

## 1. 成年後見制度（申請先：所轄の家庭裁判所）

成年後見には、法定後見と任意後見の2種類がある。

法定後見とは、判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度である。所轄の家庭裁判所に申し立てをする。

一方、任意後見は、判断能力がなくなった時のため、財産管理や、身上監護に関することについて、予め信頼のおける人と契約を結んでおくもので、手続きは公証役場で行う。

### ①法定後見の3類型

法定後見の後見の3類型は、本人の判断能力の程度によって次のように3つに区分される。

\*後見：本人にほとんど判断能力がない場合が対象。（例：日常の買い物が困難な場合など）

\*保佐：本人の判断能力が著しく低下している場合が対象。（例：日常の買い物は可能だが、財産管理は困難な場合など）

\*補助：本人の判断能力が不十分な場合が対象。（例：重要な財産管理を単独で行うことが困難な場合など）

### ②申請について

申し立ては、住民票のある地域を所轄する家庭裁判所で行う。

本人、配偶者、四親等内の親族、町長・市長など法律で定められた人しか申し立てはできない。

家庭裁判所では、本人が被後見の対象であるかどうか、後見人を誰にするかを審判する。

## 2. 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

（申請先：市区町社会福祉協議会）

お金の出し入れなど日常的な金銭の管理、通帳や印鑑の保管、福祉サービスの利用手続きなどに不安があるとき利用する制度である。生活保護世帯以外は有料となる。



# 広島県高次脳機能障害地域支援ネットワーク

## 医療と福祉の専門的な相談窓口（高次脳機能障害者のための医療福祉の専門施設）

施設名	住所	連絡先電話番号
広島県高次脳機能センター (広島県立障害者リハビリテーションセンター)	東広島市西条町田口295-3	高次脳機能センター 082-425-1455

## 医療に関しての相談窓口（医療に関する相談）

施設名	住所	連絡先電話番号
広島市総合リハビリテーションセンター	広島市安佐南区伴南1-39-1	総合相談室 082-848-8001
尾道市公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市124	地域包括医療・ケア連携室 0848-76-1111
(医) 祥和会 脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町3-6-28	地域医療連携室 084-931-8650
(社) 三次地区医師会三次地区医療センター	三次市十日市東3-16-1	地域医療相談室 0824-62-6328
(医) 社団清風会 廿日市記念病院	廿日市市陽光台5-12	医療相談室 0829-20-2300

## 各市区町の相談窓口（福祉制度等に関する相談）

各市区町名	電話番号	各市区町名	電話番号
広島市中区	障害福祉係 082-504-2588 保健指導係 082-504-2109	庄原市	障害者福祉係 0824-73-1210
東区	児童障害福祉係 082-568-7734 保健指導係 082-568-7735	大竹市	障害福祉係 0827-59-2146
南区	障害福祉係 082-250-4132 保健指導係 082-250-4133	東広島市	社会福祉課 082-420-0932
西区	障害福祉係 082-294-6346 保健指導係 082-294-6384	廿日市市	健康推進課 0829-20-1610
安佐南区	障害福祉係 082-831-4946 保健指導係 082-831-4944	安芸高田市	社会福祉課 0826-42-5615
安佐北区	障害福祉係 082-819-0608 保健指導係 082-819-0616	江田島市	社会福祉課 0823-40-3177
安芸区	児童障害福祉係 082-821-2813 保健指導係 082-821-2820	府中町	民生部福祉課 082-286-3161
佐伯区	児童障害福祉係 082-943-9732 保健指導係 082-943-9733	海田町	福祉課082-823-9207 保健センター082-823-4418
呉市	保健所保健総務課（支給決定以外）0823-25-3525 福祉保健課障害福祉係（支給決定）0823-25-3135	熊野町	民生部福祉課 082-820-5605
竹原市	障害福祉係 0846-22-7743	坂町	民生課民生係 082-820-1505
三原市	社会福祉課 0848-67-6060	安芸太田町	福祉課 0826-25-0250
尾道市	障害福祉係 0848-25-7124	北広島町	福祉課 0826-72-0851
福山市	障害福祉課 084-928-1062	大崎上島町	木江支所内保健衛生課・福祉課 0846-62-0301
府中市	福祉事務所福祉企画係 0847-43-7148	世羅町	保健福祉課 0847-25-0294
三次市	まごころ福祉室 0824-62-6146	神石高原町	保健課健康係 0847-89-3366

## その他の連携機関（高次脳機能障害者への支援を行っている団体・機関等）

施設名	住所	電話番号
NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしま	広島市佐伯区観音台3-5-1	082-943-9303
広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）	安芸郡坂町北新地2-3-77	082-884-1051
広島障害者職業能力開発校	広島市南区宇品東4-1-23	082-254-1766